

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）

改 正	現 行
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	号 平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号

国自旅第 82号
国自整第 42号
平成20年 6月11日
一部改正 国自安第 54号
国自旅第120号
国自整第 47号
平成20年 9月28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第 91号
平成21年11月20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年 3月31日
一部改正 国自安第 76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年 4月16日
一部改正 国自安第 34号
国自旅第206号
国自整第 56号
平成24年 6月29日
一部改正 国自安第 48号
国自旅第223号
国自整第 70号
平成24年 7月18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年11月22日
一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号

国自旅第 82号
国自整第 42号
平成20年 6月11日
一部改正 国自安第 54号
国自旅第120号
国自整第 47号
平成20年 9月28日
一部改正 国自安第117号
国自旅第194号
国自整第 91号
平成21年11月20日
一部改正 国自安第 6号
国自旅第 8号
国自整第 6号
平成22年 4月28日
一部改正 国自安第170号
国自旅第246号
国自整第145号
平成23年 3月31日
一部改正 国自安第 76号
国自旅第169号
国自整第147号
平成24年 4月16日
一部改正 国自安第 34号
国自旅第206号
国自整第 56号
平成24年 6月29日
一部改正 国自安第 48号
国自旅第223号
国自整第 70号
平成24年 7月18日
一部改正 国自安第105号
国自旅第331号
国自整第158号
平成24年11月22日
一部改正 国自安第 16号
国自旅第 14号
国自整第 24号

平成25年 5月15日
一部改正 国自安第 70号
 国自旅第 82号
 国自整第 84号
平成25年 7月26日
一部改正 国自安第127号
 国自旅第203号
 国自整第148号
平成25年 8月23日
一部改正 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
平成26年 3月31日
一部改正 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
平成27年 1月9日
一部改正 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
平成28年 9月 8日
一部改正 国自安第161号
 国自旅第233号
 国自整第225号
平成28年11月17日
一部改正 国自安第264号
 国自旅第405号
 国自整第380号
平成29年3月17日
一部改正 国自安第112号
 国自旅第162号
 国自整第169号
平成29年9月29日
一部改正 国自旅第241号

平成25年 5月15日
一部改正 国自安第 70号
 国自旅第 82号
 国自整第 84号
平成25年 7月26日
一部改正 国自安第127号
 国自旅第203号
 国自整第148号
平成25年 8月23日
一部改正 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
平成26年 3月31日
一部改正 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
平成27年 1月9日
一部改定 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
平成28年 9月 8日
一部改正 国自安第161号
 国自旅第233号
 国自整第225号
平成28年11月17日
一部改正 国自安第264号
 国自旅第405号
 国自整第380号
平成29年3月17日
一部改正 国自安第112号
 国自旅第162号
 国自整第169号
平成29年9月29日
一部改正 国自旅第241号

平成29年12月27日
一部改正 国自安第266号
国自旅第339号
国自整第361号
平成30年 3月30日
一部改正 国自安第 9号
国自旅第 31号
国自整第 24号
平成30年 4月20日
一部改正 国自安第234号
国自旅第301号
国自整第320号
平成31年 3月28日
一部改正 国自安第136号
国自旅第302号
国自整第219号
令和2年11月27日
一部改正 国自安第178号
国自旅第383号
国自整第278号
令和3年 1月26日
国自安第196号
国自旅第441号
国自整第306号
令和3年 2月25日
最終改正 国自安第122号
国自旅第380号
国自整第211号
令和4年12月28日

平成29年12月27日
一部改正 国自安第266号
国自旅第339号
国自整第361号
平成30年 3月30日
一部改正 国自安第 9号
国自旅第 31号
国自整第 24号
平成30年 4月20日
一部改正 国自安第234号
国自旅第301号
国自整第320号
平成31年 3月28日
一部改正 国自安第136号
国自旅第302号
国自整第219号
令和2年11月27日
一部改正 国自安第178号
国自旅第383号
国自整第278号
令和3年 1月26日
国自安第196号
国自旅第441号
国自整第306号
令和3年 2月25日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2～第28条の2 (略)

第29条 地図の備付け

(1) 地図の備付けの義務

① 法人・個人の別及びタクシー・ハイヤーの別を問わず、一般乗用旅客自動車運送事業のすべての事業用自動車に地図を備え付けることが必要である。

② 前項の地図とは、紙に印刷され製本されたもの（以下「製本地図」という。）のほか、カーナビゲーションシステムやインターネット等により配信される電子的なもの（以下「電子地図」という。）とする。

③ 電子地図を備え付ける場合にあっては、通信障害や故障等により旅客に電子地図を正常に提示することができない事態に陥った場合には、原則として帰庫するものとする。ただし、製本地図も車内に備え付けている場合や、通信障害時であっても常時旅客に地図を提示することが可能な電子地図を備え付けている場合にあっては、この限りではない。

(2) 備え付ける地図に明示すべき事項

① 営業区域にとどまらず、輸送実態に応じて通常運行することが予想される地域を範囲とするものであることが望ましい。

② 「地方運輸局長が指定する事項」については、第1号から第3号に掲げる事項のほか、地域の実情に応じて例えば次に掲げる事項とする。

イ. 営業区域の境界

ロ. 一方通行等の交通規制に関する情報

ハ. 主な交差点の名称

(3) 地方運輸局長の指定する規格について

① 縮尺

車内において、旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことを想定し、実用的な縮尺又は少なくともその縮尺まで拡大可能なものであること。

② 精度

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく国土地理院の長の承認を受けているものが望ましい。

③ 発行時期等

道路整備状況の変化等へ対応しているかどうか特に重要であることから、地域の実情に応じつつ、原則として、製本地図の発行又は電子地図のアップデートから一定期間以上経過していないものとする。なお、(1)③のただし書きの規定により、通信障害や故障等の際に用いる製本地図については、発行から5年以内のものとする。

第30条～第69条 (略)

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第1条～第28条の2 (略)

第29条 地図の備付け

(1) 地図の備付けの義務

法人・個人の別及びタクシー・ハイヤーの別を問わず、一般乗用旅客自動車運送事業のすべての事業用自動車に地図を備え付けることが必要である。

(2) 備え付ける地図に明示すべき事項

① 営業区域にとどまらず、輸送実態に応じて通常運行することが予想される地域を範囲とするものであることが望ましい。

② 「地方運輸局長が指定する事項」については、第1号から第3号に掲げる事項のほか、地域の実情に応じて例えば次に掲げる事項とする。

イ. 営業区域の境界

ロ. 一方通行等の交通規制に関する情報

ハ. 主な交差点の名称

(3) 地方運輸局長の指定する規格について

① 縮尺

車内において、旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことを想定し、実用的な縮尺のものであること。

② 精度

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく国土地理院の長の承認を受けているものが望ましい。

③ 発行時期

道路整備状況の変化等へ対応しているかどうか特に重要であることから、地域の実情に応じつつ、原則として、発行から一定期間以上経過していないものとする。

第30条～第69条 (略)

附 則（令和4年12月28日付け 国自安第122号、国自旅第380号、国自整
第211号）

この通達は、令和4年12月28日から施行する。